

28都市建企第295号  
平成28年7月8日

建築関係団体 御中

東京都都市整備局市街地建築部長  
(公印省略)

「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」の取扱いについて（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、東京都の建築行政につきまして、格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年6月13日付国土交通省告示第814号の施行に伴い、「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」の取扱いについて、以下のとおり通知します。

建築基準法（以下「法」という。）第37条において、国土交通大臣が定める建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、「国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの」（第1号）又は「国土交通大臣の認定を受けたもの」（第2号）にしなければならないと規定しています。

このうち、指定建築材料であるコンクリートについては、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成12年建設省告示第1446号。以下「材料告示」という。）別表第1において、適合すべき品質基準が定められています。

このことについて、都は、平成21年6月29日付21都市建企第234号「「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2009」の取扱いについて（通知）」において、建築物の主要構造部等に用いるコンクリートが次の（1）又は（2）に該当する場合には法第37条に適合しない（法第37条第2号に該当するものを除く。）旨を通知しています。

- （1）再生骨材Hを普通コンクリートに使用した場合
- （2）JISA5308に適合するが、改正前の材料告示で除外していたエコセメントを使用した場合

しかし、この度、平成28年6月13日付国土交通省告示第814号の施行によ

り材料告示が改正され、指定建築材料であるコンクリートが適合すべき品質基準が「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」とされたことから、本通知をもつて、21 都市建企第 234 号は廃止します。

これに伴い、今後、建築物の主要構造部等に用いるレディーミクストコンクリートが上記（1）又は（2）に該当しても、「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」に定める品質基準を満たせば、法第 37 条第 1 号に適合することとなります。

なお、回収骨材については、改正後の材料告示において使用が認められておりません。そのため、主要構造部等に用いるコンクリートに回収骨材を使用する場合は、「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」に適合していても、法第 37 条第 1 号に不適合となることを念のため申し添えます。

担当：東京都都市整備局市街地建築部  
建築企画課建築担当  
電話 03-5388-3343